

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 9 日

一般社団法人高齢者住宅協会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

国土交通省住宅局安心居住推進課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
事業の継続に係る要請等について（依頼）

平素より、厚生労働行政及び国土交通行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

期間は5月6日までの1か月間、区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県とされましたが、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」（添付資料別添3のP.13の三.（3）⑪）とされております。継続が求められる事業者の例示は「2. 支援が必要な方々の保護の継続」が挙げられております（添付資料別添3のP.24～25）。

つきましては、引き続き業務の継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進を図っていただけますよう、よろしくお願いいたします。

（添付資料）

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた所管事業者に対する事業の継続に係る要請等について（依頼）（令和2年4月7日付大臣官房危機管理官事務連絡）